

子ども・子育て支援新制度にかかる保育料設定について

1 保育料設定の考え方について

新制度における保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担額（保育料）の設定については、国の示す利用者負担額を限度に各市町村において定めることとなる。

現在の本市保育所保育料は、現行制度の国徴収基準額から市費にて軽減を図るとともに、所得階層についても細分化を行っている。新制度においても子育て世帯への負担軽減を図るため、引き続き市費による軽減及び所得階層の細分化を行うこととする。

一方、幼稚園保育料においては、これまで国基準に基づく保育料が存在していなかったが、新制度では、本市において、新制度に移行する幼稚園等の保育料を設定することとなり、幼稚園保育料についても、現行の保育所保育料の考え方と同じく、利用者負担額は公私の区別なく統一することとする。

「現行の保育所保育料にかかる国基準からの軽減分」、「市立幼稚園の保育料を引き上げることによる増額分」、及び「私立幼稚園の保護者に対する市単費での幼児教育費補助」を財源として国基準からの軽減を図ることとし、税投入の公平性の観点から、保育所・幼稚園・認定こども園の別なく、同じ所得階層であれば国基準に対して同程度の軽減を行うこととする。

低所得階層に対しては、他の階層よりも軽減率を高く設定し、より以上の負担軽減を図ることとしている。一方で高い所得階層については、国が示す公定価格の基本分単価（給付限度額）を保育料が上回ることはないように保育料額を設定している。

2 保育料設定にかかる課題等について

国の示す利用者負担額においては、同所得階層で、2号認定（保育認定）が1号認定（教育標準時間）よりも低く設定されている階層がある。

保育料については、公定価格の基本分単価（給付限度額）を超えて徴収することはできない。

平成27年度・平成28年度の給付限度額については、現時点では不明であるため、保育料設定については、平成29年度（消費税増収分が満年度化）以降のものとしている。

保育所保育料については、これまで42億円の市費を投入して国の徴収基準から軽減を図ってきたが、新制度移行後の軽減財源は34億円となり、保育料が増額となる。（国基準比70.5%→76.6%）

【認定区分】

- ・1号認定子ども・・・満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども。
- ・2号認定子ども・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。
- ・3号認定子ども・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。

3 新制度における保育料の設定の影響額について

【単位：百万円】

	1号認定	2号・3号認定	合 計
国基準保育料 (A)	5,623	14,639	20,262
市基準保育料 (B)	4,306	11,210	15,516
差 引	1,317	3,429	4,746
対国基準比 (B/A)	76.6%	76.6%	76.6%

※平成26年度保育所保育料における対国基準比は70.5%

4 保育料設定にかかる財源等

【単位：百万円】

財源等	金額等
保育所保育料にかかる軽減	4,228
市立幼稚園保育料増額分	408
幼児教育費補助	112
合 計	4,748

所要財源
4,748百万円

2号・3号軽減 (現行保育所) 3,429百万円
1号軽減 (現行幼稚園) 1,319百万円

財源の範囲内で幼稚園及び保育所保育料について国基準からの軽減を図る。